

## 付録 1

このガイドラインにおける教育内容と教育方法の全体像は以下のとおりです。

未就学児 (~6歳)		小学生 1~3年生	中学生 4~6年生	高校生	成人	高齢者
利 用 実 態	自転車に乗り始めるノリ利用頻度の増加 保護者と同乗／保護者と一緒に運動	行動範囲が拡大 通学目的での利用	通勤や仕事での利用 電動アシスト車や幼児用乗車の利用増	生活目的での利用 (買い物・通院)	通勤や仕事での利用 電動アシスト車や幼児用乗車の利用増	通勤や仕事での利用 電動アシスト車や幼児用乗車の利用増
心 身 機 能 の 発 達	未熟 加齢に従い、社会性、感情、パーソナリティ、道徳性による影響を受ける	未熟(徐々に成熟)	「出会い、頭」が最多 「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加 自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加	「ハンドル操作不適」が増加 飲酒事故の増加	「ハンドル操作不適」が増加
事故実態	「安全運転義務違反」の要因として「安全不確認」が増加 特徴	「安全運転義務違反」の要因として「安全不確認」が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加 自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加 自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加 自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加 自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加
目的	自転車の安全な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得すること 「自他の生命尊重」の理念の下、自転車が「軽車両」であることを理解し、交通社会の一員としての自覚を持つこと 自転車利用者が交通ルールを遵守して、自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転すること	自転車に乗るときの交通ルールを確認し、理解が不十分な点を留める 自転車で歩行者とのコミュニケーション能力、危険予測と回避能力、歩行者優先といた事項が確実に付録で歩道を運行するときの歩行者優先を徹底する。 身体機能や認知機能が変化し、路外逸脱や転倒事故が増加するところから、運転技能が十分か確認し、夜間の運転は控えなどする。	自転車に乗るときの交通ルール、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力、危険予測と回避能力、歩行者優先といた事項が確実に付録で歩道を運行するときの歩行者優先を徹底する。 身体機能や認知機能が変化し、路外逸脱や転倒事故が増加するところから、運転技能が十分か確認し、夜間の運転は控えなどする。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。
目標	歩行者として、また、将来、自転車利用者として、道路を安全に車道を走れるよう、左側通行の原則を徹底し、自転車に乗る上で必要な一通りの交通ルールと運転技能を身に付ける。 自転車に乗るときは、左側通行を徹底すること、歩道では歩行者が優先でゆづくり通行すること、赤信号、一時停止標識のある交差点では必ず止まるなどを身に付ける。	中学生(13歳)から安全に車道を走れるよう、左側通行の原則を徹底し、自転車に乗る上で必要な一通りの交通ルールと運転技能を身に付ける。 自転車に乗るときは、左側通行を徹底すること、歩道では歩行者が優先でゆづくり通行すること、赤信号、一時停止標識のある交差点では必ず止まるなどを身に付ける。	中学生(13歳)から安全に車道を走れるよう、左側通行の原則を徹底し、自転車に乗る上で必要な一通りの交通ルールと運転技能を身に付ける。 自転車に乗るときは、左側通行を徹底すること、歩道では歩行者が優先でゆづくり通行すること、赤信号、一時停止標識のある交差点では必ず止まるなどを身に付ける。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。	自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようになります。 加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力や危険を理解・予測して回避するための能力を確実に習得する。 自動車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、自転車の安全を確保することの大切なことを徹底する。
技能	・バランス能力の向上 ・ブレーキのかけ方	・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践	・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践	・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践	・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践	・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践

教育内容・教育方法例 (※白抜き部分が教育方法の例)	知識(交通ルール)	「技能」及び「行動・態度」の教育と関連付けながら必要な知識を習得する	
		※安全教室等の機会のほか、購入時や日常生活における声かけ等あらゆる機会を活用して実施)	「技能」及び「行動・態度」の教育と関連付けながら必要な知識を習得する
	・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・ヘルメットの着用	・道路交通法上の自転車の位置付け ・車道の通行方法 ・歩道の通行方法 ・駐輪場所、駐輪方法 ・交差点の通行方法 ・右左折の方法 ・踏切の通行方法 ・ライトの点灯 ・点検整備	・横断歩行者の優先 ・並進の禁止 ・二人乗り等の禁止 ・携帯電話使用等の禁止 ・事故時の対応
	・交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底 ・交差点等を模した空間での法規走行 ・日常的な道路の走行(保護者が付き添い)において「止まる」「見る」「確かめる」をこどもと一緒に行う	・身の周りの危険箇所の把握 ・歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測 ・見とおしの悪い交差点でのフィールドワーク、安全マップの作成 ・実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明	・身の周りの危険箇所の把握 ・家族、自治体等による危険箇所の呼び掛け ・加齢に伴う身体機能の変化・認知機能の変化の理解 ・シミュレーター等を用いた危険予測能力の再確認
	危険予測・回避行動	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 他の模範となる安全な運転を行なうことの理解と実践 交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 他の模範となる安全な運転を行なうことの理解と実践 交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表
	行動・態度	歩行者保護の重要性の理解と実践 交通ルールの教育を通じ、歩行者と自転車の優先関係や、どのような配慮を行なうべきか考える	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 他の模範となる安全な運転を行なうことの理解と実践 交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表
	教育主体・教育機会	販売事業者、レンタル・シェアサイクル事業者(購入時、利用時の教育) 保護者(日常的教育) 学校等(日常的教育、安全教室等の開催)	雇用主事業者(日常的教育、安全教室等の開催) 家族(日常的教育) 交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体、自治体(安全教室等の開催や他の教育主体への協力)

## 付録2

各ライフステージを通じて習得することとしている基本的な交通ルールの一覧です。

\* p.105～「6 基本的な自転車の交通ルール」で各ルールを解説しています。  
該当する番号のページを参照してください。

カテゴリー	交通ルール	未就学児	小学生	
			1～3年生	4～6年生
歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール	道路交通法上の自転車の位置付け	1	自転車は「軽車両」であり「車両」の一種	
	自転車の通行場所と通行方法	車道	車道が原則 + 左側通行	
			左側端を通行	
			普通自転車専用通行	
		歩道	自転車道がある場合	
			歩道を通行できる場合の通行場所 + 通	
	横断歩行者の優先	3	普通自転車通行指定部分（歩道上）が設け	
			路側帯が設けられて	
			横断中又は横断しよ	
事故に遭わぬいための交通ルール	並進の禁止	6	他の軽車両との並進	
	駐輪場所・駐輪方法	7	駐輪場所（駐輪場の利用） + 歩行者や	
	信号機の信号等に従う義務	8	従うべき信号 + 信号の意味 + 取るべき行動	
	徐行すべき場所	9	左右の見とおしがきかない交差点・曲がり角付近等における徐行	
	指定場所における一時停止	10	「一時停止」標識の意味 + 安全確認	
	右左折の方法	11	左折：左側端に沿って徐行 右折：左	
	交差点の通行方法	12 ①④ ②③	交差点の通行方法（自転車横断帯 +	
危険な行為の禁止	踏切の通行方法	13	踏切の直前（停止線がある場合はその直前）	
	飲酒運転の禁止	14		
	携帯電話使用等の禁止	15	携帯電話使用等の	
	乗車の制限等	16	二人乗りの禁止	
	イヤホン・傘差し運転の禁止	17		
自分や他者の身を守る方法	制動装置不良自転車の運転の禁止	18		
	ライトの点灯	19	ライトを点灯する必要性	
	ヘルメットの着用	20	ヘルメット着用の必要性	
	点検整備	21	自転車の各部の名称 + 最低限の点検項目	
	事故時の対応	22	交通事故発生時の	

中学生	高校生	社会人	高齢者	法条	五則
				§ 2① (11)	—
				§ 17①④	
				§ 18①	
帯がある場合の通行場所 (矢羽根型路面表示との相違も含む。)				§ 20②	
の通行場所 + 通行方法 (自転車道では左側端通行)				§ 63の3	①
行方法 (車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げる場合には一時停止)				§ 63の4	
られている場合の通行場所 + 通行方法 (歩道の状況に応じた安全な速度と方法)				§ 63の4	
いる場合の通行場所 (路側帯の種類) + 通行方法 (歩行者の通行を妨げない速度と方法)				§ 17の3	—
うとする歩行者がいるときの取るべき行動				§ 38	—
の禁止				§ 19	—
車の通行を妨げない + 点字ブロックの上やその付近には駐輪しない				§ 44~	—
				§ 7	②
の必要性 + 安全確認				§ 42	②
				§ 43	②
側端寄り交差点の側端に沿って通行 (いわゆる二段階右折)				§ 34	—
交差点を通行する車両等と横断歩行者に特に注意 + できる限り安全な速度と方法で進行)				§ 36	②
交差点における優先関係 + 進行妨害の禁止					—
で一時停止 + 安全確認 + 警報機が鳴っている時、遮断機が閉じている時は立ち入らない				§ 33	—
飲酒運転の禁止 (酒類提供等の禁止を含む。)				§ 65	④
禁止 (その他交通の安全を図るため公安委員会が必要と認めて定めた遵守事項を含む。)				§ 71 (5の5)	—
				§ 57	—
イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転の禁止 + 傘差し運転の禁止				§ 71 (6)	—
ブレーキがない・ブレーキが故障した自転車の運転の禁止				§ 63の9	—
				§ 52	③
				§ 63の11	⑤
(「ぶたはしゃべる」)				§ 62	—
救護措置、危険防止措置、警察への報告				§ 72①	—